HY４１２

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

２５問　　２時間

A－１　次の記述は、電波法及び電波法に基づく命令の規定の解釈に関する定義について、同法の規定に沿って掲げたものである。［　　］内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

①　「電波」とは、［ A ］以下の周波数の電磁波をいう。
②　「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
③　「無線電話」とは、電波を利用して、［ B ］を送り、又は受けるための通信設備をいう。
④　「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電気的設備をいう。
⑤　「無線局」とは、無線設備及び無線設備の［ C ］を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
⑥　「無線従事者」とは、無線設備の［ D ］を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

	A	B	C	D
1	300 万ギガヘルツ	音声その他の音響	管理	操作
2	300 万ギガヘルツ	音声	操作	操作又はその管理
3	300 万メガヘルツ	音声	管理	操作
4	300 万メガヘルツ	音声その他の音響	操作	操作又はその監督

A－２　次に掲げる事項のうち、無線局の予備免許の際に総務大臣から指定される事項でないものを、電波法の規定に照らし下の番号から選べ。

1　電波の型式及び周波数　　2　呼出符号　　3　空中線電力　　4　運用許容時間　　5　無線設備の設置場所

A－３　次の記述のうち、無線局の免許が拒否される事由に該当しないものを、電波法及び無線局免許手続規則の規定に照らし下の番号から選べ。

1　無線局の予備免許を受けた者が工事落成後の検査の結果について、不合格の判定を受けたとき。
2　無線局の免許の申請を審査した結果、電波法に定める審査基準に適合していないと認められるとき。
3　総務省令で定める工事設計の軽微な事項について変更を行ったが、届出をしなかったとき。
4　無線局の予備免許を受けた者が工事落成の期限経過後２週間以内に工事の落成の届出をしないとき。

A－４　無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、その工事が完了した後、許可に係る無線設備を運用するためには、総務省令で定める場合を除き、どうしなければならないか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

1　その工事が完了した後、速やかにその工事の結果が許可の内容に適合している旨を総務大臣に届け出なければならない。
2　総務大臣の検査を受け、その工事の結果が許可の内容に適合していると認められなければならない。
3　その工事の結果について文書を提出し、総務大臣の審査を受けなければならない。
4　その工事の結果が許可の内容に適合していることについて、認定点検事業者又は認定外国点検事業者の点検を受けなければならない。
5　試験電波を発射し、その電波が正常であることを確認しなければならない。

A－５　次の記述は、「スプリアス発射」の定義に関する電波法施行規則の規定について述べたものである。［　　］内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、［　　］内の同じ記号は、同じ字句を示す。

「スプリアス発射」とは、［ A ］外における一又は二以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することができるものをいい、高調波発射、［ B ］及び相互変調積を含み、［ A ］に近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものを含まないものとする。

	A	B
1	必要周波数帯	低調波発射、寄生発射
2	必要周波数帯	低調波発射
3	送信周波数帯	低調波発射、寄生発射
4	送信周波数帯	寄生発射

A－６　次の記述は、電波の強度に対する安全施設について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。［　　］内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

①　無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。以下同じ。）が電波法施行規則別表第２号の２の２（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りでない。

(1)　平均電力が［　A　］の無線局の無線設備

(2)　［　B　］無線局の無線設備

(3)　地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備

(4)　(1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備

②　①の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

	A	B
1	１ ミリワット以下	固定する
2	１ ミリワット以下	移動する
3	20 ミリワット以下	固定する
4	20 ミリワット以下	移動する

A－７　次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件に関する無線設備規則の規定について述べたものである。［　　］内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

①　周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り［　A　］の変化によって［　B　］ものでなければならない。

②　周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り［　C　］の変化によって［　D　］ものでなければならない。

	A	B	C	D
1	電源電圧又は負荷	影響を受けない	外囲の温度若しくは湿度	発振周波数に影響を与えない
2	電源電圧又は負荷	発振周波数に影響を与えない	外囲の温度若しくは湿度	影響を受けない
3	外囲の温度若しくは湿度	影響を受けない	電源電圧又は負荷	発振周波数に影響を与えない
4	外囲の温度若しくは湿度	発振周波数に影響を与えない	電源電圧又は負荷	影響を受けない

A－８　次の記述は、空中線の指向特性を定める事項について無線設備規則の規定に沿って述べたものである。［　　］内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

空中線の指向特性は、次に掲げる事項によって定める。

①　主輻（ふく）射方向及び副輻（ふく）射方向

②　［　A　］の主輻（ふく）射の角度の幅

③　空中線を設置する位置の近傍にあるものであって［　B　］の伝わる方向を［　C　］もの

④　給電線よりの輻（ふく）射

	A	B	C
1	水平面	不要発射の電波	遮る
2	水平面	電波	乱す
3	垂直面	不要発射の電波	乱す
4	垂直面	電波	遮る

A－９　無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、無線局運用規則の規定によりどうしなければならないか、正しいものを下の番号から選べ。

1　他の無線局から停止の要求がないかどうかに注意して呼出しをしなければならない。
2　できる限り短時間に呼出しを終わらせるようにしなければならない。
3　空中線電力を低下した後でなければ呼出しをしてはならない。
4　呼出しにおける自局及び相手局の呼出符号の送信は、１回としなければならない。
5　他の通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。

A－10　次の記述は、無線局を運用する場合の空中線電力について電波法の規定に沿って述べたものである。［　　］内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

①　無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
(1)　免許状に［A］であること。
(2)　通信を行うため［B］であること。
②　［C］に違反して無線局を運用した者は、１年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	記載されたもの	十分なもの	①の(1)の規定
2	記載されたもの	必要最小のもの	①の規定
3	記載されたものの範囲内	十分なもの	①の規定
4	記載されたものの範囲内	必要最小のもの	①の(1)の規定

A－11　次の記述は、アマチュア局がモールス無線通信により２以上の特定の無線局を一括して呼び出そうとするとき、順次送信すべき事項を無線局運用規則の規定に沿って掲げたものである。［　　］内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

①　相手局の呼出符号　［A］
②　ＤＥ　１回
③　自局の呼出符号　［B］
④　Ｋ　１回

	A	B
1	それぞれ１回	１回
2	それぞれ２回以下	１回
3	それぞれ２回以下	３回以下
4	それぞれ３回以下	２回以下
5	それぞれ３回以下	３回

A－12　次の記述は、非常通信について電波法の規定に沿って述べたものである。［　　］内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、［A］を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、［B］、交通通信の確保又は［C］のために行われる無線通信をいう。

	A	B	C
1	電気通信業務の通信	災害の救援	電力の供給の確保
2	電気通信業務の通信	電力の供給の確保	秩序の維持
3	有線通信	財貨の保全	電力の供給の確保
4	有線通信	災害の救援	秩序の維持

A－13　次の記述は、電波の発射の停止について電波法の規定に沿って述べたものである。［　　］内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

①　総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して［A］電波の発射の停止を命ずることができる。
②　総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に［B］させなければならない。
③　総務大臣は、②の規定により発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに［C］しなければならない。

	A	B	C
1	３箇月以内の期間を定めて	電波を試験的に発射	その旨を通知
2	３箇月以内の期間を定めて	職員を派遣し検査	①の停止を解除
3	臨時に	電波を試験的に発射	①の停止を解除
4	臨時に	職員を派遣し検査	その旨を通知

A－14　次の記述は、無線局の免許の取消しについて電波法の規定に沿って述べたものである。［　　］内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次のいずれかに該当するときは、無線局の免許を取り消すことができる。

① 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き［A］以上休止したとき。

② 不正な手段により無線局の免許若しくは第 17 条の無線設備の変更の工事、通信事項の変更等の許可を受け、又は第 19 条の規定による識別信号、周波数等の指定の変更を行わせたとき。

③ 無線局の運用の停止の命令又は運用許容時間、［B］の制限に従わないとき。

④ 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し［C］に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者に該当するに至ったとき。

	A	B	C
1	３箇月	電波の型式若しくは周波数	罰金以上の刑
2	３箇月	周波数若しくは空中線電力	懲役刑
3	６箇月	電波の型式若しくは周波数	懲役刑
4	６箇月	周波数若しくは空中線電力	罰金以上の刑

A－15　無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、電波法の規定により総務大臣から受けることがある処分を下の番号から選べ。

1　３箇月以内の期間を定めた無線設備の操作範囲の制限
2　６箇月間の無線従事者国家試験の受験停止
3　６箇月間の業務の従事停止
4　無線従事者の解任命令
5　無線従事者の免許の取消し

A－16　次の記述は、受信設備に対する監督について電波法の規定に沿って述べたものである。［　　］内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号か選べ。

総務大臣は、受信設備が副次的に発する［A］が他の無線設備の機能に［B］を与えるときは、その設備の［C］に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

	A	B	C
1	電波若しくは高周波電流	継続的かつ重大な障害	所有者又は占有者
2	電波若しくは高周波電流	重大な障害	取扱者又は利用者
3	電波	継続的かつ重大な障害	取扱者又は利用者
4	電波	重大な障害	所有者又は占有者

A－17　国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の周波数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯を下の番号から選べ。

1　19,995kHz～20,010kHz
2　20,010kHz～21,000kHz
3　21,000kHz～21,450kHz
4　21,450kHz～21,850kHz
5　21,850kHz～21,924kHz

A－18　次の記述は、アマチュア局の機器の操作について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。［　　］内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

① アマチュア局の機器を操作するための許可を得ようとする者は、モールス字号によって文を正確に手送り送信し、及び正確に聴覚受信することができることを証明しなければならない。ただし、関係主管庁は、専ら［A］周波数を使用する局については、この要件を課すことを要しない。

② 主管庁は、アマチュア局の機器の操作を希望する者の［B］の資格を検証するために必要と認める措置をとる。

	A	B
1	30MHz 以下の	技術上
2	30MHz を超える	運用上及び技術上
3	26.175MHz 以下の	運用上及び技術上
4	26.175MHz を超える	技術上

A－19　次の記述は、許可書に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定について述べたものである。［　　］内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

①　送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、この規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、［A］ことができない。
②　許可書を有する者は、憲章及び条約の関連規定に従い、［B］を守ることを要する。更に許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その［C］さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

	A	B	C
1	設置し、又は運用する	電気通信の秘密	存在
2	設置し、又は運用する	無線通信規則の規定	内容
3	運用する	電気通信の秘密	内容
4	運用する	無線通信規則の規定	存在

A－20　次の記述は、アマチュア業務について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。［　　］内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

①　憲章、条約及び無線通信規則のすべての一般規定は、アマチュア局に適用する。特に周波数の発射は、この種の局について［A］が許す限り［B］のないものでなければならない。
②　アマチュア局は、その伝送中［C］自局の呼出符号を伝送しなければならない。

	A	B	C
1	技術開発の状況	安定でスプリアス発射	短い間隔で
2	技術開発の状況	狭帯域で変動	30 分ごとに
3	送信装置の特性	安定でスプリアス発射	必要により随時
4	送信装置の特性	狭帯域で変動	短い間隔で
5	無線設備の保守状況	スプリアス発射	30 分ごとに

B－1　次に掲げる電波利用料に関する記述のうち、電波法の規定に照らし正しいものを１、誤っているものを２として解答せよ。

ア　電波利用料とは、次に掲げる事務その他の電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用の財源に充てるために免許人が負担すべき金銭をいう。
(1)　電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査
(2)　総合無線局管理ファイルの作成及び管理
(3)　電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を定めるために行う試験及びその結果の分析
(4)　特定周波数変更対策業務
イ　免許人（包括免許人を除く。）は、除外規定がある場合を除き、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して 30 日以内及びその後毎年その免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日。以下「応当日」という。）から起算して 30 日以内に、当該無線局の免許の日又は応当日から始まる各１年の期間について、電波法に定める金額を国に納めなければならない。
ウ　免許人（包括免許人を除く。）は、電波利用料を納めるときには、その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納することができる。
エ　無線局を廃止した場合は、前納した電波利用料の金額のうち、日割り計算による残余の免許の有効期間の日額分の額が還付される。
オ　無線局の免許申請手数料を納付した者は、当該無線局の免許の日から始まる１年の期間については、電波利用料を納めることを要しない。

B－2　次の記述は、「周波数の許容偏差」の定義に関する電波法施行規則の規定について述べたものである。［　　］内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、［　　］内の同じ記号は、同じ字句を示す。

「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の［ア］の周波数の［イ］周波数からの許容することができる［ウ］の偏差又は発射の［エ］周波数の［オ］周波数からの許容することができる［ウ］の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。

1　最小	2　下限	3　基準	4　占有	5　発振
6　最大	7　指定	8　中央	9　特性	10　割当

B－３　次のアからオまでに掲げる無線電信通信に使用するQ符号とその意義との組合せが、無線局運用規則の規定に照らし対応しているものを１、対応していないものを２として解答せよ。

	Q符号	意義
ア	ＱＲＨ？	こちらの周波数は、変化しますか。
イ	ＱＲＮ？	こちらの伝送は、混信を受けていますか。
ウ	ＱＲＯ？	こちらは、送信機の電力を減少しましょうか。
エ	ＱＲＳ？	こちらは、もっとおそく送信しましょうか。
オ	ＱＲＵ？	そちらは、こちらへ伝送するものがありますか。

B－４　社団のアマチュア局の免許人は、無線従事者又は外国政府が付与する資格を有する者を選任又は解任した場合、どうしなければならないか、電波法及び電波法施行規則の規定により正しいものを１、誤っているものを２として解答せよ。

ア　外国政府が付与する資格を有する者について選任又は解任があった場合は、遅滞なく、無線局事項書の用紙の該当欄にその者の氏名及びその証明書の番号を記載して所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に届け出る。
イ　外国政府が付与する資格を有する者について選任又は解任があった場合は、遅滞なく、適宜の用紙にその者の氏名及びその資格名を記載して所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に届け出る。
ウ　無線従事者の選任又は解任があった場合は、その無線従事者の氏名及び資格をその都度無線業務日誌等適宜の用紙に記載し、一定の期間ごとに取りまとめて所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に届け出る。
エ　無線従事者の選任又は解任があった場合は、遅滞なく、適宜の用紙にその無線従事者の氏名及び無線従事者免許証の番号を記載して所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に届け出る。
オ　無線従事者の選任又は解任があった場合は、できる限り速やかにその無線従事者の氏名を所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に連絡する。

B－５　次の記述は、混信を避けるための措置に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定について述べたものである。［　　］内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

不要な方向への［ア］又は不要な方向からの［イ］は、業務の性質上可能な場合には、［ウ］のアンテナの［エ］をできる限り利用して、［オ］にしなければならない。

1　無指向性	2　呼出し	3　利点	4　応答	5　特性
6　効率的	7　最小	8　輻射（ふく）	9　指向性	10　受信